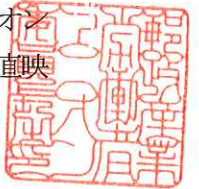


2015年 8月27日
郵政ユニオン 交第1号

日本郵政株式会社
取締役兼代表執行役社長
西室 泰三 殿

郵政産業労働者ユニオン
中央執行委員長 日巻 直映



期間雇用社員の最低賃金引上げに関する要求書

厚生労働省の諮問機関である中央最低賃金審議会は、7月30日、2015年度の地域別最低賃金の目安額を決定しました。中央最低賃金審議会は、47都道府県を賃金水準や地域の経済実態によってA～Dの4ランクに分けて目安を示します。今年度はAランク19円、Bランク18円、C・Dランク16円で、全国加重平均で18円の引上げとなっています。Aランクは昨年同額、B・C・Dランクは時給表示に統一以降最高の上積みとなりましたが、加重平均では798円で十分な額とは言えません。2010年に政府、経済団体、労働団体との間で交わした「できる限り早期に全国最低800円を確保し、景気の状態に配慮しつつ、2020年までに全国平均1,000円を目指す」という「雇用戦略対話」の合意からはかけ離れています。また、目安通りの改定となれば最低額は693円、最高額は907円となり、最高と最低の格差は昨年の211円から214円と3円広がります。

日本国憲法第25条では、「すべての国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」と定めています。私たちは、この主旨及び地域経済の活性化のため、地域別最低賃金を「全国一律最低賃金制度」にすべきと考えます。

郵政ユニオンが実施した2015春闘アンケートでは、勤続年数5年以上が63.9%、「会社からの収入が主な生活費になっている」との回答は76.2%となっています。生活実感では「かなり苦しい」「やや苦しい」の合計が67.4%となっており、郵政の職場で働き続けているが生活がくるしい状況が表れています。また、要員不足も日本郵便を中心に深刻な状況となっており、職場からは悲痛な声が上がっています。

19万人を超える期間雇用社員を雇用している日本郵政グループ各社が、期間雇用社員の厳しい生活実態を直視し、深刻な要員不足を解消し、安定的な事業運営を確保するために、全国一律最低賃金制度の確立と最低賃金引き上げをはかることが早急に求められています。したがって、以下の要求書を提出するので誠意ある回答を求めます。

記

- 1 期間雇用社員の基本給を全国どこでも1,200円以上とすること
- 2 期間雇用社員の基本給は、現行の「地域最低賃金プラス20円」の20円を100円に引上げる

こと

- 3 基本賃金にしめる加算額を、外務職務については増額するとともに内務職務におけるゼロ支給を見直すこと
- 4 時給制契約社員の基本給は所属長権限であり、労働組合各支部と交渉を行い決定すること
- 5 期間雇用社員の区分別、男女別人数を明らかにすること
- 6 年間収入ダウンとなる勤務時間、勤務日数の削減は行わないこと

以上